

※Annotation には、米国の学校名が入ります

2. ビザを使っての入国手続

- アメリカへは、I-20 に記載されているプログラム開始日の 30 日前から入国可能です。また、入国後登録日までに学校のインターナショナルオフィス等に入国を報告しなければなりません。
- ビザは入国許可証ですが、最終的な判断は入国審査官が行います。有効なビザを保有していても、入国が拒否されることがあります。
- 観光旅行など、ビザ申請時の目的と明らかに異なる場合は、ビザを使用せずに入国します。(ESTA の認証手続が必要です。) 入国審査官に対しその旨を説明します。
- 2013 年 4 月 30 日より航空機または船舶を利用した場合、I-94 (入国カード)の自動化に伴い、入国カードの記入、提出、返却が不要となります。入国後に滞在期限を必ず確認し、印刷をして保管することをお勧めします。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになりますのでご注意ください。 The U.S. Customs and Boarder Protection (CBP)のウェブサイト(<https://i94.cbp.dhs.gov/I94>)にアクセスすることで出入国記録の確認できます。陸路で入国する場合は従来通り出入国記録カードの記入、提出、出国時に返却が必要となりますのでご注意ください。
 - (1) 入国審査官にパスポートと I-20 を提出します。
 - (2) 入国審査官から質問があります。
 - (3) 電子的な指紋採取とデジタルカメラによる写真撮影が行われます。
 - (4) パスポートに入国スタンプが押され、戻されます。必ず入国資格(ビザ資格)と滞在期限を確認し、間違っている場合はその場で訂正を受けてください。F ビザの場合、D/S と記載されます。これは I-20 の有効期間に準ずる、という意味です。

3. SEVIS の住所登録

- アメリカに入国後、学校(I-20 を発行した団体)に対して SEVIS の住所登録を行ってください。詳しくは学校のインターナショナルオフィス等にお問い合わせください。
- 万が一登録を怠ったり、期限を過ぎたりした場合は滞在資格を喪失し、日本へ強制送還されることもありますのでご注意ください。

4. 出国及び再入国

- F ビザの保有者が米国を帰国する場合は、有効な I-20 に学校から裏書を取る必要があります。裏書を取らないで出国すると、勉強が修了(もしくは中止)したものとみなされ、ビザが失効し、再入国時できなくなることがあります。(終了後の帰国の際には裏書不要です。)
- 再入国は「2. ビザを使っての入国手続」の要領で行います。

5. アメリカ滞在中の注意

- ビザの期限は入国が許可される期限であり、合法的に滞在が認められる期限とは異なります。特に F ビザではビザが有効でも I-20 が無効であれば不法滞在となりますので、ご注意ください。逆にビザが無効でも有効な I-20 があれば合法的に滞在することができます。アメリカ国内では滞在期限に、アメリカ国外ではビザの有効期限にお気をつけください。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになります。
- F ビザはプログラム終了から 60 日間はアメリカに滞在することが認められています。詳しくは学校のインターナショナルオフィス等にお問い合わせください。
- 帯同家族は主たる申請者が帰任/帰国する時点で、たとえ帯同家族の I-94 の期限がまだ十分残っていたとしても家族だけがそのまま米国に滞在すべきでないと考えます。

6. 滞在許可の延長

- I-20 を延長することにより、滞在が許可される期間を延長することができます。I-20 の延長方法につきましては、学校のインターナショナルオフィス等にお問い合わせください。

7. ビザの更新

- F ビザの更新は日本以外でも可能です。詳しくは学校のインターナショナルオフィス等にお問い合わせください。
- ビザの有効期限の 1 年前からビザの更新手続きが可能です。
- 2007 年 11 月 1 日以降に発給されたビザであれば、条件を満たしている場合、ビザ面接が免除されます。ただし日本に滞在している必要があります。
- 更新は東京大使館、大阪総領事館いずれでも可能ですが、面接免除の申請の場合は、前回発給された申請場所で行わなければなりません。

なにかご不明な点がございましたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。

株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス

電話:03-6230-4331 e-mail:greenfield@green-f.biz